

○水俣市総合もやい直しセンターの設置等に関する細則

平成 10 年 1 月 19 日
細 則 第 1 号

改正 平成11年 4 月 1 日細則第 1 号 | 平成16年 3 月30日細則第 1 号
平成13年 3 月29日細則第 1 号 | 平成26年 3 月25日細則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、水俣市総合もやい直しセンターの設置等に関する規則（以下「規則」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 水俣市総合もやい直しセンター（以下「センター」という。）の開館時間は、午前 9 時から午後 10 時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、公益財団法人水俣市振興公社理事長（以下「理事長」という。）が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第 3 条 センターの休館日は、日曜日及び 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までとする。ただし、理事長がセンターの管理上特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(使用許可の申請)

第 4 条 規則第 4 条の規定により使用の許可を受けようとする者は、施設利用申請書（様式第 1 号）を理事長に提出しなければならない。

(使用の許可)

第 5 条 理事長は、センターの使用を許可したときは、施設利用許可書（様式第 2 号。以下「許可書」という。）を交付するものとする。

2 センターの使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、センターを使用するときは、常に許可書を携帯しなければならない。

(使用許可の変更及び取り消し)

第 6 条 使用者は、使用許可を受けた事項を変更し、又は取り消そうとするときは、直ちに施設利用変更申請書（様式第 3 号）又は施設利用取消申請書（様式第 4 号）に許可書を添えて理事長に提出しなければならない。

2 理事長は、使用許可事項の変更を許可したときは、提出された許可書に、変更に伴う必要事項を記載してこれを交付し、使用許可の取消を認めたときは、施設利用取消許可書（様式第 5 号）を交付するものとする。

(使用料の減免)

第 7 条 規則第 10 条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、施設利用料減免申請書（様式第 6 号）を施設利用申請書の提出と併せて、理事長に提出しなければならない。

2 理事長が減免することができる事項は、次のとおりとする。

(1) 振興公社が主催するとき。免除

(2) 前各号に掲げる場合のほか、理事長が特に必要と認めるとき。減額又は免除

(使用料の還付)

第8条 規則第9条の規定により使用料の返還を申請しようとする者は、施設利用料還付申請書(様式第7号)に許可書又は施設利用取消許可書を添えて理事長に提出しなければならない。

2 使用料を返還できる場合は、次のとおりとする。

(1) 災害その他使用者の責に帰さない理由により、使用できなくなったとき。全額

(2) 使用開始の日の3日前までに理事長に施設利用変更申請書又は施設利用取消申請書を提出した場合で、相当の理由があると認めたとき。全額

(3) その他理事長が特に必要と認めたとき。全額又は一部

(損傷等の届出)

第9条 使用者は、センターの施設、設備等を損傷し、又は滅失したときは、直ちにその旨を理事長に届け出てその指示に従わなければならない。

(運営委員会の組織)

第10条 水俣市総合もやい直しセンター運営委員会(以下「委員会」という。)の委員は、別表のとおりとし、公益財団法人水俣市振興公社理事長(以下「理事長」という。)が委嘱する。

2 委員会は、必要に応じ部会を設けることができる。

(任期)

第11条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第12条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(委員会の所掌事務)

第13条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) センターの適正かつ円滑な運営の確保に関すること。

(2) もやい直し事業の検討及び推進に関すること。

(3) その他、第4条の目的を達成するために必要な事項の検討に関すること。

(会議)

第14条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長とする。

3 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(費用弁償)

第15条 委員が委員会に出席したときは、費用弁償として日額2,000円を支給する。

(庶務)

第16条 委員会の庶務は、センターにおいて処理する。

(委任)

第17条 この細則に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この細則は、平成 10 年 1 月 19 日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 1 日細則第 1 号）

この細則は、平成 11 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 29 日細則第 1 号）

この細則は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年 3 月 30 日細則第 1 号）

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 25 日細則第 1 号）

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。